

令和8年度富士河口湖町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年4月1日 策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等(以下「施設等」という。)からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

2 適用範囲

調達方針は、町のすべての機関における物品等の調達に適用する。

3 対象とする施設等

調達方針の対象とする施設等は、法第2条第4項に規定する施設等とする。

4 対象とする物品等

対象とする物品等は、施設等から調達可能な物品の購入及び役務の提供とする。

5 調達目標

調達の目標は、前年度の調達額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1)物品等の調達にあたっては、分野を限定することなく、また可能な限り施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2)福祉推進課は、町のすべての機関に対し施設等から調達可能な物品等の情報を提供する。
- (3)物品等の調達にあたっては、施設等の供給能力に合わせ納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1)調達方針については、町ホームページ等により公表する。
- (2)調達実績については、会計年度終了後、町ホームページ等により公表する。